令和3年2月相良村農業委員会定例総会議事録

- 1.開催日時 令和3年2月10日(水) 午前9時開会
- 2. 開催場所 役場2階会議室
- 3. 出席委員 (9人)

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(3番) 冨永 得治

(1番)西田 義和 (2番)永田 熊信 (4番)髙岡 重盛

(5番)宮原 清人 (6番)川邊 美津子 (7番)平川 真由美

· (8番)内元 幸一郎 (9番)岩坂 博行

地区推進委員

信國<u></u>
敏彦 尾方 豊和 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一 杉本 和博

4.欠席委員:農業委員(1人)

欠席委員:最適化推進委員(1人)

5.議事日程

日程第 1 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画 の承認について

日程第2 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第3 議案第7号 非農地証明交付申請の承認について

その他

6. 農業委員会事務局職員事務局長平田智博

7.会議の概要

開会:午前9時00分

1 開会・議長挨拶

議長

おはようございます。

本日は、8番委員、四浦地区推進委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。

只今から、令和3年2月相良村農業委員会総会を開会します。

相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。

2 議事録署名委員の指名について

議長

議事録署名委員は、7番委員、9番委員の2名を指名します。よろし くお願いします。

これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件は8件です。

3 議事

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用 集積計画の承認について

議長

はじめに、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字片黒、地目は田で1筆、面積は945㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。

議長

引き続き、本件について5番委員に報告をお願いします。

5番委員

2月2日に現地と本人さんに確認しましたところ、この内容で問題ないとのことでございました。

ただいま、事務局からの説明と5番委員からの報告がありましたが、 本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決 定いたします。

議長

次に、2番と3番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。また、深水地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。

(深水地区推進委員退席)

議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 2、大字川辺字村ノ前及び寺田、地目は田が 4 筆、合計面積は 3,375 ㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は玄米 10 a 当たり 90kg です。続きまして、番号 3、大字柳瀬字山ノ田、地目は田で 1 筆、面積は 973 ㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年です。以上です。

議長

引き続き、本件について2番を川辺地区推進委員、3番を1番委員に 報告をお願いします。

川辺地区推進委員

2番について、5日に本人に会って確認してまいりました。現地も見 て間違いないとのことです。

1番委員

3番については、3日に現地を確認してまいりました。ここはこの間

の災害には入ってなかったので、いいのではないかと思われます。

議長

ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員及び1番委員から の報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで深水地区推進委員の入室を許可します。

(深水地区推進委員入室・着席)

議長

次に4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 4、大字柳瀬字吉ノ尾、地目は田が 2 筆、合計面積は 901 ㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 3 年で賃借料は 10 a 当たり 10,000 円です。以上です。

議長

引き続き、本件について3番委員に報告をお願いします。

3番委員

2月6日に柳瀬地区推進委員と本人さんにお会いしまして、この書面どおり確認できましたことを報告します。

議長

ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありましたが、 本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決 定いたします。

議長

次に5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 5、大字川辺字八王及び蜻木、地目は田が 2 筆、合計面積は 2,114 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 20,000 円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご 意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決 定いたします。

議長

次に、所有権移転について審議します。1番について、事務局の説 明をお願いします。

事務局

続きまして、所有権移転についてご説明いたします。番号 1、大字川辺字中高原、地目は畑で 1 筆、面積は 8,326 ㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は 2,497,800 円、10 a 当たりに換算すると 300,000 円です。また、公衆用道路は農業用道路として売買価格 44,550 円、10 a 当たりに換算すると 150,000 円です。以上です。

議長

引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。

川辺地区推進委員

ここは1月18日に本人さんとの立会いと2月1日に現地を確認しておりますので、議案に記載のとおり問題ありません。

ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決 定いたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定 による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議長

次に、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。1番についてですが、川辺地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。

(川辺地区推進委員退席)

議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字八王及び蜻木、地目は田が2筆、合計面積は2,114㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸して、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で10a当たり賃借料は20,000円です。以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、本件につきましてご意 見ありませんか。

(意見なしの声)

ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで川辺地区推進委員の入室を許可します。

(川辺地区推進委員入室・着席)

議案第7号 非農地証明交付申請の承認について

議長

次に、議案第7号非農地証明交付申請の承認について審議します。 1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号非農地証明交付申請の承認について、ご説明いたします。 番号1、大字柳瀬字三石、地目は田で1筆、面積は573㎡です。この 案件は2月2日に3番委員さんと現地確認しております。三石公民館 の裏になりますが、写真で確認していただいたとおり、農地として継 続して利用することは困難な状態です。

議長

引き続き、本件について3番委員に報告をお願いします。

3番委員

この農地は所有者がこちらにいない方で、荒れていたのを現在の所有者が買われどうにかしようとされてたのですが、一応田になっていますが水源も確保できず、手が付けられないような状態です。隣接地につきましては、この方の所有になっている農地ではない土地で、現状からすると妥当であると判断しております。

議長

ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありましたが、 本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。

	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決 定いたします。
議長	これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。
	その他
事務局	(1)次回の総会の開催日について 3月5日(金) 午前9時から
	4 閉会
議長	それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとう ございました。

閉会:午前9時20分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和3年2月10日

相良村農業委員会 署名委員 7番

(FI)

(FI)

署名委員 9番

8